

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勸告日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルドバ	モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	300,000千円 -----	H26.4.22 キシニョフで (H26.5.21)	日本側 坂田東一在モルドバ大使 モルドバ側 イウリエ・レフンカ首相	H26.7.7 228号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

モルドバとの無償資金協力取極一覧